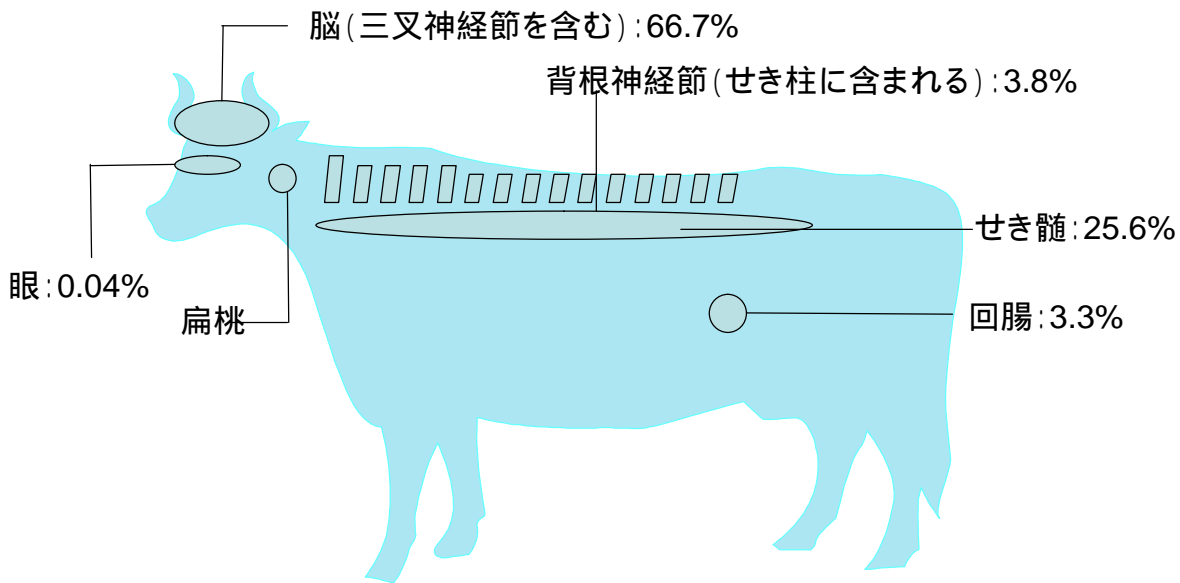


< B S E 感染牛の異常プリオンたん白質の体内分布 >



欧州委員会科学運営委員会1999年12月
「食物を介したBSEのヒトへの暴露リスクに関する科学運営委員会の意見」

牛海綿状脳症(BSE)対策の比較

(2008年4月30日)

		日本	EU	米国
BSE検査	と畜場	24ヵ月齢以上の全ての牛 (経過措置として、2008年7月未 まで全頭検査を実施)	30ヵ月齢超の全ての牛 (西及び独の一部の州は24ヵ 月齢超)	(拡大サーベイランス)2004年6月 ~2006年8月 中枢神経症状牛、死亡牛等の高リ スク牛を中心に約79万頭を検査 (進行中のサーベイランス)2006年 9月以降 高リスク牛を中心に年間約4万頭を 検査
	高リスク牛	24ヵ月齢以上の全ての牛	24ヵ月齢超の全ての牛	
特定危険部位(SRM)の除去		【全月齢】 頭部(扁桃を含む、舌、頬肉を除 く)、せき柱(背根神経節を含 む)、せき髄、回腸遠位部	【全月齢】 扁桃、腸、腸間膜 【30ヵ月齢超】 せき柱(背根神経節を含む) 【12ヵ月齢超】 頭部(脳、眼を含む、下顎を除 く)、せき髄	【全月齢】 扁桃、回腸遠位部 【30ヵ月齢以上】 脳、頭蓋、眼、三叉神経節、せき 髄、せき柱、背根神経節
肉骨粉	輸入	全ての国からの輸入禁止	発生国からの輸入禁止	発生国からの輸入禁止
	飼料規制	動物由来たん白質の反すう動物 への給与禁止(ただし、農林水産 大臣の確認を受けた製造工程に おいて製造された反すう動物以 外の動物由来たん白質について は、反すう動物以外の動物に給 与可)(国内の牛由来の肉骨粉は 焼却)	ほ乳動物由来たん白質の反 すう動物への給与禁止	反すう動物由来たん白質の反すう 動物への給与禁止(豚・鶏に利用 可能) *2009年4月から30ヵ月齢以上の 牛由来の脳、せき髄等の飼料への 利用禁止予定
トレーサビリティ		制度化(2003年12月から牛の生 産段階について実施。流通段階 については2004年12月から)	2000年から導入	個体識別制度の導入を検討中 (2009年の導入を目標)

*内閣府食品安全委員会ホームページ BSEとvCJDについて Q&Aより